

## 令和 4 年度 (2022 年度) 化学物質環境実態調査結果の活用状況

令和 6 年 1 2 月 2 0 日  
環境保健部化学物質安全課

令和 4 年度の化学物質環境実態調査の結果は、第 2 9 回化学物質評価専門委員会の評価を経て、令和 5 年度版の「化学物質と環境」として公表した。

令和 4 年度の初期環境調査及び詳細環境調査の結果概要と要望部署における調査結果の活用状況は、それぞれ別表 1 及び 2 のとおりである。

(別表1)令和4年度初期環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

初期	調査対象物質	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[1]	アトルバスタチン	水質	検出	14/34	nd~18 ng/L	1.4 ng/L	PPCPs 環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、ばく露情報等が不足しているため。	検出されたため、PPCPs に関する調査において更なる情報の確認等を行い、その結果を踏まえ環境リスク初期評価の実施要望を検討する予定である。
[2]	2-(ジエチルアミノ)エタノール	大気	不検出	0/22	nd	40 ng/m <sup>3</sup>	大気環境 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定されており、化管法に基づき推計された大気排出量が少なくはなく、かつ、化学物質環境実態調査、有害大気モニタリングその他の調査の実績がないため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」全 248 物質の中で、今後重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用する。
[3]	ジエチルアミン	水質	検出	6/28	nd~19,000 ng/L	50 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。	今年度選定する環境リスク初期評価物質の候補とする予定である。
[4]	4,4'-ジヒドロキシジフェニルメタン (別名:ビスフェノールF)	水質	不検出	0/32	nd	8.8 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[5]	1,3-ジフェニルグアニジン	水質	検出	19/29	nd~220 ng/L	5.0 ng/L	化管法 2021年10月20日の政令改正では第一種指定化学物質から第二種指定化学物質に変更されたが、ある程度の環境排出が認められる物質であり、今後も継続して環境中の存在状況を把握し、監視する必要があるため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。
[6]	4,4'-スルホニルジフェノール (別名:ビスフェノールS)	水質	検出	25/32	nd~420 ng/L	1.4 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[7]	2,5,8,11-テトラオキサドデカン (別名:トリエチレングリコールジメチルエーテル)	水質	不検出	0/35	nd	620 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。	今年度選定する環境リスク初期評価物質の候補とする予定である。

初期	調査対象物質	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[8]	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1 <i>H</i> ,3 <i>H</i> ,5 <i>H</i> )-トリオン(別名:1,3,5-トリスグリシジル-イソシアヌル酸)	水質	検出	2/23	nd~27 ng/L	14 ng/L	化管法 2021年10月20日の政令改正では第一種指定化学物質から第二種指定化学物質に変更されたが、ある程度の環境排出が認められる物質であり、今後も継続して環境中の存在状況を把握し、監視する必要があるため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。
[9]	4,4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン]ビスフェノール(別名:ビスフェノールAF)	水質	検出	5/32	nd~10 ng/L	0.38 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[10]	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	水質	不検出	0/28	nd	420 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[11]	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	水質	不検出	0/25	nd	1.8 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第一種指定化学物質である※が、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。 ※要望当時(2021年10月20日の政令改正に伴い、指定取消し)	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。
[12]	フラン	水質	不検出	0/31	nd	38 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[13]	2-メルカプトベンゾチアゾール(別名:1,3-ベンゾチアゾール-2-チオール)	水質	不検出	0/24	nd	4.1 ng/L	化管法 2021年10月20日の政令改正では第一種指定化学物質から第二種指定化学物質に変更されたが、ある程度の環境排出が認められる物質であり、今後も継続して環境中の存在状況を把握し、監視する必要があるため。	今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。

PPCPs: Pharmaceutical and Personal Care Products

化管法: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(別表2)令和4年度詳細環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

詳細	調査対象物質	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況						
[1]	アルコール類(アルキル基が直鎖で炭素数が10から16までのもの)	水質	アルキル基が直鎖で炭素数が10から16までのものの合計				検出	18/42	nd~1,200 ng/L	27 ng/L	<p>化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。</p>	<p>第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。</p>		
			[1-1] 1-デカノール				検出	1/42	nd~10 ng/L	6.3 ng/L				
			[1-2] 1-ウンデカノール				不検出	0/43	nd	4.3 ng/L				
			[1-3] 1-ドデカノール				検出	24/43	nd~480 ng/L	4.8 ng/L				
			[1-4] 1-トリデカノール				検出	2/43	nd~16 ng/L	4.0 ng/L				
			[1-5] 1-テトラデカノール				検出	30/43	nd~22 ng/L	1.4 ng/L				
			[1-6] 1-ペンタデカノール				検出	2/43	nd~30 ng/L	3.1 ng/L				
			[1-7] 1-ヘキサデカノール				検出	26/43	nd~1,100 ng/L	3.0 ng/L				
													<p>化管法 2021年10月20日の政令改正ではデカノール及び1-ドデカノールが継続して第一種指定化学物質となったが、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては次回物質見直しにおいて指定の見直しを検討するため。</p>	<p>今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。</p>
			[2]	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩類(アルキル基の炭素数が12、14又は16のもの)	水質	[2-1] ドデシル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩類				検出			43/43	1.7~180 ng/L
[2-2] テトラデシル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩類						検出	43/43	0.80~84 ng/L	0.47 ng/L					
[2-3] ヘキサデシル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩類						検出	38/43	nd~41 ng/L	0.41 ng/L					
[3]	ジ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステル及びその塩類(オキシエチレンの重合度が1から6までのもの)	水質	検出	25/25	1.7~24 ng/L	0.56 ng/L	<p>化管法 2021年10月20日の政令改正では継続して第一種指定化学物質となったが、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては次回物質見直しにおいて指定の見直しを検討するため。</p>	<p>今後の化管法の対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する。</p>						
							<p>環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足している物質であるため。</p>		<p>環境リスク初期評価に活用しているところ。</p>					

詳細	調査対象物質	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況					
[4]	N,N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド類 (アルキル基の炭素数が10、12、14、16又は18で、直鎖型のもの)	水質	[4-1] N,N-ジメチルデカン-1-アミン=オキシド				検出	7/48	nd~15,000 ng/L	6.4 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。	
			[4-2] N,N-ジメチルドデカン-1-アミン=オキシド				検出	34/48	nd~1,800 ng/L	26 ng/L			
			[4-3] N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミン=オキシド				検出	28/48	nd~61 ng/L	11 ng/L			
			[4-4] N,N-ジメチルヘキサデカン-1-アミン=オキシド				検出	26/48	nd~11 ng/L	0.58 ng/L			
			[4-5] N,N-ジメチルオクタデカン-1-アミン=オキシド				検出	1/48	nd~4.9 ng/L	4.3 ng/L			
			底質	[4-1] N,N-ジメチルデカン-1-アミン=オキシド				不検出	0/28	nd			1.5 ng/g-dry
				[4-2] N,N-ジメチルドデカン-1-アミン=オキシド				検出	23/28	nd~12 ng/g-dry			2.0 ng/g-dry
				[4-3] N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミン=オキシド				検出	7/28	nd~3.8 ng/g-dry			1.4 ng/g-dry
				[4-4] N,N-ジメチルヘキサデカン-1-アミン=オキシド				検出	1/28	nd~2.3 ng/g-dry			2.1 ng/g-dry
		[4-5] N,N-ジメチルオクタデカン-1-アミン=オキシド				検出	1/28	nd~3.8 ng/g-dry	2.8 ng/g-dry				
		[4-5] N,N-ジメチルオクタデカン-1-アミン=オキシド				検出	1/28	nd~3.8 ng/g-dry	2.8 ng/g-dry				
		[5]	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩類	底質	検出	27/27	2.6~2,500 ng/g-dry	0.14 ng/g-dry	化審法 優先評価化学物質であり、令和5年度以降に評価IIを実施予定であるが、近年のモニタリングデータがないため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。			

詳細	調査対象物質	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[6]	4,4'-(プロパン-2,2-ジイル)ジフェノール (別名: 4,4'-イソプロピリデンジフェノール 又はビスフェノールA)	水質	検出	28/32	nd~95	1.8 ng/L	環境リスク初期評価 初期環境調査の調査対象物質である4,4'-ジヒドロキシジフェニルメタン(別名: ビスフェノールF)、4,4'-スルホニルジフェノール(別名: ビスフェノールS)及び4,4'-スルホニルジフェノール(別名: ビスフェノールS)が、その構造から、本物質の代替物質としての用途があると推定され、同時に調査することが適当であると判断されたため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。

化審法: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

化管法: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律